

大口定期預金

平成25年1月4日現在

1. 商品名(愛称)	・自由金利型定期預金 (大口定期預金) (単利型)
2. ご利用いただける方	・法人および個人のお客さま
3. 期間	・定型方式 1カ月、2カ月、3カ月、6カ月 1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1カ月超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時のお申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いをご利用いただけます。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括してお預入いただきます。 ・1,000万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利(お預入時の大口定期預金の店頭表示の利率を満期日まで適用します) ・自動継続後の利率は継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。 ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 ・1年を365日とする日割計算 付利単位を1円として利息計算します。
7. 税金	・個人のお客さまのお利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人のお客さまは総合課税となります。
8. 手数料	———
9. 付加できる特約事項	・個人のお客さまで自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)
10. 中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、別表1「定期預金の期限前解約利率 自由金利型定期預金(大口定期預金)」の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。
11. 金利情報の入手方法	・ホームページをご覧ください。窓口または店頭備え付けの情報表示ボードでご確認ください。

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部（9時～17時、電話：053-472-2114 フリーダイヤル 0120-046-022）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等、静岡県弁護士会（053-455-3009）のあっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）および静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他の参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。

別表1 定期預金の期限前解約利率 自由金利型定期預金（大口定期預金）

<p>(1) 預入日の1カ月後の応当日の前日までに解約する場合 次の(2)の方式による利率(小数点第4位以下切り捨て)と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率</p> <p>(2) 預入日の1カ月後の応当日以後に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。</p> <p>A. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(注) 基準利率…解約日から当初の約定満期日までの残日数を期間とし、解約日当日に新たに定期預金を作成すると仮定した場合に適用される約定金利</p>
--